

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表

金融事業者の名称		ヨモニズ投信株式会社		
■取組方針掲載ページのURL :		https://www.common30.jp/company/fiduciary/		
■取組状況掲載ページのURL :		https://www.common30.jp/company/kpi/		
原則 2	原 則	実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
	【顧客の最善の利益の追求】 金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を図ることに努め、自らの安定した顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目指すべきである。	実施	フィディーシャリーデューティ宣言 2.私たちが考える、お客さまの最善の利益の追求	フィディーシャリーデューティ宣言に対する取組状況 P14-16
原則 3	(注) 金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を図ることに努め、自らの安定した顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目指すべきである。	実施	フィディーシャリーデューティ宣言 2.私たちが考える、お客さまの最善の利益の追求	フィディーシャリーデューティ宣言に対する取組状況 P14
	【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。	実施	フィディーシャリーデューティ宣言 4.私たちは、お客さまとの利益相反の防止を徹底します	フィディーシャリーデューティ宣言に対する取組状況 P18
原則 4	(注) 金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事情が取引又は業務に及ぼす影響についても考慮すべきである。 <ul style="list-style-type: none">・ 販売会社が、金融商品の顧客への販売・推奨等に伴て、当該商品の提供会社から、委託手数料等を受け取ける場合・ 同一主体又はグループ内に法人営業部門と運用部門を有しております、当該運用部門が、資産の運用にて法人営業部門が取引関係等を有する企業を選ぶ場合	実施	フィディーシャリーデューティ宣言 4.私たちは、お客さまとの利益相反の防止を徹底します	フィディーシャリーデューティ宣言に対する取組状況 P18
	【手数料等の明確化】 金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対象に関するのかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。	実施	フィディーシャリーデューティ宣言 3.私たちが考える、お客さまにご負担いただく手数料や費用のあり方	フィディーシャリーデューティ宣言に対する取組状況 P17
原則 5	【重要な情報の分かりやすい提供】 金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。	実施	フィディーシャリーデューティ宣言 5.私たちとは、商品・サービスの「見える化」に積極的に取り組みます	フィディーシャリーデューティ宣言に対する取組状況 P3-12,19
	(注1) 重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。 <ul style="list-style-type: none">・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利害(リターン)、損失その他のリスク、取引条件・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の組成に沿わる金融事業者が販売対象として想定する顧客属性・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの選定理由(顧客のニーズ及び意向を踏まめたものであると判断する理由を含む)・ 顧客に販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、顧客の利益相反の可能性がある場合等、その具体的な内容(第三者から受け取る手数料等を含む)及びこれが取引又は業務に及ぼす影響	実施	フィディーシャリーデューティ宣言 5.①私たちとは、商品の中身となる投資先の見える化に積極的に取り組みます	フィディーシャリーデューティ宣言に対する取組状況 P19
原則 5	(注2) 金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、個別に購入することが可能であるか否かを顧客に示すとともに、パッケージ化する場合としない場合を顧客が比較することも可能となるよう、それぞれの重要な情報について提供すべきである。(注2)～(注5)は手数料等の情報を提供する場合においても同じ。	実施	フィディーシャリーデューティ宣言 1.③私たちとは、一般生活者の方々に分かり難い商品の取り扱いをしません。	フィディーシャリーデューティ宣言に対する取組状況 P3-12,19
	(注3) 金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、正確、平易であって、誤解を招くことない誠実な内容の情報提供を行なうべきである。	実施	フィディーシャリーデューティ宣言 5.①①私たちとは、商品の中身となる投資先の見える化に積極的に取り組みます。	フィディーシャリーデューティ宣言に対する取組状況 P19
(注4)	金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの組成に沿った情報提供を、分かち合いくつでもできる。また、(注4)で示す通り、低リスクの販売・推奨等を行う金融商品・サービスの組成に沿った情報提供をする場合には、商品の販売・推奨等を行う場合には、顧客において同様の商品の内容と比較することができるよう、リスクとリターンの関係など基本的な構造を含め、より分かりやすく丁寧な情報提供がなされるよう工夫すべきである。	実施	フィディーシャリーデューティ宣言 5.①私たちとは、商品の中身となる投資先の見える化に積極的に取り組みます。	フィディーシャリーデューティ宣言に対する取組状況 P19
	(注5) 金融事業者は、顧客に対して情報提供する際には、情報が重要性に応じて区別し、より重要な情報については特に強調するなどして顧客の注意を促すべきである。	実施	フィディーシャリーデューティ宣言 5.①私たちとは、商品の中身となる投資先の見える化に積極的に取り組みます。	フィディーシャリーデューティ宣言に対する取組状況 P19
【顧客にふさわしいサービスの提供】 金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的、ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行なうべきである。	(注6) 金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的、ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行なうべきである。	実施	フィディーシャリーデューティ宣言 1.私たちとは、お客さまへの最良のサービスの提供に務めます	フィディーシャリーデューティ宣言に対する取組状況 P3-12

原 則		実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所						
原則 6	(注1)	一部実施	<p>フィディーシャリーデューティ宣言 1.① 私たちは、商品を販売することがサービスとは考えていません。</p>	フィディーシャリーデューティ宣言に対する取組状況 P3-12						
	(注2)	非該当	<p>フィディーシャリーデューティ宣言 1.③ 私たちは、一般生活者の方々に分かり難い商品の取り扱いをしません。</p>	フィディーシャリーデューティ宣言に対する取組状況 P3-12						
	(注3)	実施	<p>フィディーシャリーデューティ宣言 5.⑤ 私たちは、商品の中身となる投資先の見える化に積極的に取り組みます。</p>	フィディーシャリーデューティ宣言に対する取組状況 P19						
	(注4)	非該当	<p>フィディーシャリーデューティ宣言 1.③ 私たちは、一般生活者の方々に分かり難い商品の取り扱いをしません。</p>	フィディーシャリーデューティ宣言に対する取組状況 P3-12						
	(注5)	実施	<p>フィディーシャリーデューティ宣言 1.② 私たちは、専門性を高めることでサービスの向上に取り組みます。⑦ 私たちは、常にコンプライアンスの精神を持って業務に取り組みます。2.② 私たちは、お客様の短期的な利益の追求ではなく、お客様の長期的な資産形成による豊かな生活の実現を重視します。2.③ 私たちは、長期的な資産形成の手段となる「つみたて投資」の普及に注力します。</p>	フィディーシャリーデューティ宣言に対する取組状況 P3-12,14-16						
原則 7	【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】		実施	<p>フィディーシャリーデューティ宣言 6.私たち社員の日常と、社員の成長</p>						
	(注)	実施	<p>フィディーシャリーデューティ宣言 6.⑤ 私たちは、この「お客様本位の業務運営」に関するワークショップを実施し、再確認を続けていきます。</p>	フィディーシャリーデューティ宣言に対する取組状況 P20						
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">【照会先】</td></tr> <tr> <td>部署</td><td>コールセンター</td></tr> <tr> <td>連絡先</td><td>電話番号:03-5860-5706</td></tr> </table>					【照会先】		部署	コールセンター	連絡先	電話番号:03-5860-5706
【照会先】										
部署	コールセンター									
連絡先	電話番号:03-5860-5706									